

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生リスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人プライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

大田区貸付金システムでは、内部による不正利用防止のため、利用者の限定、業務メニューのアクセス権限の設定、システム操作記録の保存等の措置を講じている。
大田区貸付金システムの保守管理業務を外部に委託しているが、委託先による個人情報等の不正入手・不正な使用等への対策を重点において対応を行っている。

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和6年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、東京都母子及び父子福祉資金の貸付及び償還に関する事務を行う。 貸付申請及び未償還金の減免申請について審査を行う際に、税務情報について情報提供ネットワークシステムを通じた照会を行う。 また、提供情報として資金の貸付に関する情報を連携基盤内の提供情報管理DB及び区民情報DB(共通インターフェース)に副本の登録を行う。
③システムの名称	大田区貸付金システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子及び父子福祉資金貸付台帳ファイル、提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表の63の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第34条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関係) <p>※別表の63の項上欄「事務処理者」は、「都道府県知事」とされているが、『特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日都条例第106号)』第二条の31の項の規定により大田区が処理する。</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の88の項及び第90条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関係) <p>※第2条表の88の項の第1欄「情報照会者」は、「都道府県知事」とされているが、『特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日都条例第106号)』第二条の31の項の規定により大田区が処理する。</p> <p><情報参照ができる根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二の63項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の88の項及び第90条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 <p><情報提供ができる根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報」が含まれる項(26、30、87の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の42項関係:第44条(生活保護法関係) 125項関係:第127条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等関係) <p>※第2条表の上記各項の第3欄「情報提供者」は、「都道府県知事」とされているが、『特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日都条例第106号)』第二条の31の項の規定により大田区が処理する。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部蒲田生活福祉課
②所属長の役職名	自立支援促進担当課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	大森生活福祉課 〒143-0015 東京都大田区大森西1-12-1 03-5764-0665 調布生活福祉課 〒145-0067 東京都大田区雪谷大塚町4-6 03-3726-6655 蒲田生活福祉課 〒144-0053 東京都大田区蒲田本町2-1-1 03-5713-1706 糞谷・羽田生活福祉課 〒144-0033 東京都大田区東糞谷1-21-15 03-3741-6521 ※請求先担当課は、利用者の住所地による。
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部福祉管理課 〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14 03-5744-1243

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成30年5月28日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和1年6月21日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部福祉管理課	福祉部蒲田生活福祉課	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(担当部署の変更)
令和1年6月21日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉管理課長 張間 秀成	自立支援促進担当課長	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(様式変更に伴う記載項目変更)
令和1年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和1年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴い新規追加	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(様式変更に伴う記載項目追加)
令和2年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和2年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和4年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和4年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠_別紙3-1「法令上の根拠」	<情報提供ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報」が含まれる項(26、30、87の項)	<情報提供ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報」が含まれる項(26、30、87の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(別表第二主務省令の制定等による追記、修正)
令和4年11月25日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠_別紙3-1「法令上の根拠」	<情報参照ができる根拠法令>	<情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二の63項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第34条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法改正による追記)
令和6年9月20日	3 個人番号の利用	・番号法第9条第1項別表第一項番43 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第34条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関係) ・別表第一項番43の項上欄「事務処理者」は、「都道府県知事」とされているが、『特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日都条例第106号)』第二条の31の項の規定により大田区が処理する。	・番号法第9条第1項別表の63の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第34条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関係) ※別表の63の項上欄「事務処理者」は、「都道府県知事」とされているが、『特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日都条例第106号)』第二条の31の項の規定により大田区が処理する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法改正による追記、修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p><法令上の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第34条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関係) 別表第二の63の項の第1欄「情報照会者」は、「都道府県知事」とされているが、『特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日都条例第106号)』第二条の31の項の規定により大田区が処理する。 <p><情報参照ができる根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第34条 <p><情報提供ができる根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二26項関係: 第19条(生活保護法関係) 別表第二30項関係: 条項未制定(社会福祉法関係) 別表第二87項関係: 第44条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等関係) 別表第二の上記各項の第3欄「情報提供者」は、「都道府県知事」とされているが、『特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日都条例第106号)』第二条の31の項の規定により大田区が処理する。 	<p><法令上の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の88の項及び第90条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関係) 第2条表の88の項の第1欄「情報照会者」は、「都道府県知事」とされているが、『特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日都条例第106号)』第二条の31の項の規定により大田区が処理する。 <p><情報参照ができる根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の88の項及び第90条 <p><情報提供ができる根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の42項関係: 第44条(生活保護法関係) 125項関係: 第127条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等関係) 第2条表の上記各項の第3欄「情報提供者」は、「都道府県知事」とされているが、『特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日都条例第106号)』第二条の31の項の規定により大田区が処理する。 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法改正による追記、修正)
令和6年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和6年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)